

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	行政不服審査事務		整理番号	1301-043		
第2次 総合計画体系	政策目標	6 みんなで支え合うまち	担当部署	総務課		
	分野別施策	5 住民と行政との協働体制の推進	所属長	臼木 達也		
	主な施策	2 情報公開の推進	電話番号	82-6303		
根拠法令等	行政不服審査法					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	審査請求申出人(町の行政処分又は不作為に対して審査請求を申し出た人)	対象者	
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	行政庁による違法・不当な処分により国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続の下で、その簡易迅速な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で 事務事業を行ったか</small>	町の行政処分等に対する審査請求が審査庁に対して行われると、審査庁により、所属する職員を審理員として指名し、審理手続きを行わせる。審理員は、審理を行った上で、意見書を作成し、審査庁へ提出する。その後、審査庁が町が設置する行政不服審査会に諮問を行い、答申を受ける。これらの手続きを踏まえた上で、最終的に審査庁が申立人へ裁決を通知する。		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	令和4年度は審査請求なし。		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	県支出金(b)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	地方債(c)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	その他(d)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	うち受益者負担	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	一般財源(e)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
特定財源の名称・金額						
令和4年度 経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>	予算科目(歳出区分)	会計	款	項	目	
備考						